

令和元年5月22日

事業主各位

林業・木材製造業労働災害防止協会
岩手県支部長 日當 和孝

木材加工用機械作業主任者技能講習会の開催について

労働安全衛生法第十四条、同法施行令第六条により、木材加工用機械（丸鋸盤、帯鋸盤、鉋鋸盤、面取盤、及びルーター）を5台以上（うち送材車式帯鋸盤が含まれている場合は3台以上）有する事業場における当該業務においては、木材加工用機械作業主任者を選任し、作業従事者を指揮、その他法令事項の遵守が義務づけられています。

作業主任者には、木材加工用機械作業主任者技能講習会修了者から選任し、1事業場につき2名以上（交換要員を含め）配置するよう基準行政機関が指導しております。

当岩手県支部は、岩手労働局に登録している教習機関として、今般、別紙実施要領により標記講習会を開催しますので、従業員の講習受講について特段のご配慮を下さいますようお願い申し上げます。

木材加工用機械作業主任者技能講習実施要領

1 目 的 労働安全衛生法に基づく木材加工用機械作業主任者に必要な知識と技能を習得させるものとする。

2 主 催 盛岡市菜園一丁目3-6 農林会館 5階
林業木材製造業労働災害防止協会岩手県支部
電話 019-624-2141 Fax 019-652-1018
銀行口座 岩手銀行本店 普通 0434084

<登録教習機関としての登録内容>

登録を受けた労働局 岩手労働局
登録番号 48-695
登録年月日 平成16年3月31日
登録した技能講習 木材加工用機械作業主任者技能講習
登録更新年月日 平成31年3月31日
登録の有効期間の満了日 平成36年3月30日

3 日 時
自 令和元年7月18日(木) 時間割は別紙のとおり
至 令和元年7月19日(金) //

4 場 所
紫波郡矢巾町大字又兵衛新田第6地割15-5
矢巾町活動交流センター やはぱーく 3階 会議室

5 講習科目及び時間

講 習 科 目	範 囲	講習時間
作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、輸送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能	6時間
作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業、環境の整備	2時間
作業の方法に関する知識	治具及び手工具の種類及びその活用方法、安全作業一般、作業標準	5時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	2時間
修了試験		1時間

6 受講資格

(1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者（事業主の証明を要する）

(2) その他厚生労働大臣が定める者

木材加工用機械作業主任者技能講習規程（改正平成18.4.1 厚生労働省告示第30号）

第1条 「その他厚生労働大臣が定める者」は次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械作業に従事した経験を有するものとする。

- 1 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者
- 2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系居住環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者
- 3 職業能力開発促進法の1部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の1部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成5年改正前の能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練（職業訓練法の1部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の1部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 4 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む）を修了した者
- 5 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の1部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第45号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練（旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 6 職業訓練法施行規則の1部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」とい

う。)別表2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者

7 申込方法

別紙申込書により開催日1週間前までに、写真ライカ判2枚(受講申込書用1枚・修了証用1枚)添付のうえ当支部に申し込むこと。

受講料は、申込と同時に現金又は指定金融機関の振込で収納するものとする。

(なお、収納した受講料は、講習開始日5日前までに受講取消しの連絡がない場合は返金しないものとする。)

8 受講料

一人 11,660円 (税込 内テキスト代 2,160円含む)

但し、受講の一部免除を受ける免除区分Ⅰの該当者は3,960円、
免除区分Ⅱの該当者は8,160円

(振込口座)

口座番号 岩手銀行本店 普通 0434084

口座名義 林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部

9 講習科目の受講一部免除

木材加工用機械作業主任者技能講習規程四条に該当する者にあつては、受講科目の一部免除ができます。該当者で一部免除を受ける方は、申込書に次表に該当する証の写しを必ず添付して下さい。

(なお、証の写しと原本の照合が必要ですので、講習会受付時までに技能講習実施管理者に原本を提示して下さい。)

規程第四条受講科目の一部免除

区分	受講の免除を受けることができる者	講習科目
I	<p>1 木材加工用機械作業主任者技能講習規定第1条第1号、から第4号まで及び第6号に掲げる者</p> <p>2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練（旧能力開発法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者（機械木工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。）</p> <p>4 職業能力開発促進法第28条第1項に規程する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科、若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11条の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p> <p>作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識</p> <p>作業の方法に関する知識</p>
II	<p>林災防が、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第36条第1項の規程により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者</p>	<p>作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識</p>

10 携行品

受講票（一部免除者で証の原本の確認がなされていない者は証の原本）・筆記用具・昼食等（受講票は、開催日のおよそ1週間前に受講申込者に郵送します。なお、受講申込者が少数の場合等により、開催を中止する場合があります。その場合には、受講申込者に中止をご連絡するとともに、支払済の受講料を返還いたしますのでご了承ください。）

11 修了証

所定の講習時間を受講し、かつ修了試験に合格した者に対し修了証を交付します。

12 その他

講習会に関する問い合わせは、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部（電話 019-624-2141）へ。

木材加工用機械作業主任者技能講習時間割

日 程	講 習 科 目	講習時間割	講習時間
1 日 目	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	9:10～10:40	1 時間 30 分
	休 息	10:40～10:45	5 分
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	10:45～12:15	1 時間 30 分
	休 憩	12:15～13:00	45 分
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	13:00～14:30	1 時間 30 分
	休 息	14:30～14:35	5 分
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	14:35～16:05	1 時間 30 分
	休 息	16:05～16:10	5 分
	作業に係る機械、その安全装置等の保守、点検に関する知識	16:10～18:10	2 時間 00 分
2 日 目	作業の方法に関する知識	9:00～10:30	1 時間 30 分
	休 息	10:30～10:35	5 分
	作業の方法に関する知識	10:35～12:05	1 時間 30 分
	休 憩	12:05～12:50	45 分
	作業の方法に関する知識	12:50～14:50	2 時間 00 分
	休 息	14:50～15:00	10 分
	関係法令	15:00～17:00	2 時間 00 分
	休 息	17:00～17:10	10 分
	修了試験	17:10～18:10	1 時間 00 分

木材加工用機械作業主任者技能講習時間割

講習科目の受講の一部免除を受けられる者（2のIの該当者）

日 程	講 習 科 目	講習時間割	講習時間
1 日 目	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 憩		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
2 日 目	作業の方法に関する知識		免 除
	休 息		
	作業の方法に関する知識		免 除
	休 憩		
	作業の方法に関する知識		免 除
	休 息		
	関係法令	15:00～17:00	2時間 00分
	休 息	17:00～17:10	10分
修了試験	17:10～18:10	1時間 00分	

木材加工用機械作業主任者技能講習時間割

講習科目の受講の一部免除を受けられる者（2のⅡの該当者）

日 程	講 習 科 目	講習時間割	講習時間
1 日 目	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 憩		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識		免 除
	休 息		
2 日 目	作業の方法に関する知識	9:00～10:30	1 時間 30 分
	休 息	10:30～10:35	5 分
	作業の方法に関する知識	10:35～12:05	1 時間 30 分
	休 憩	12:05～12:50	45 分
	作業の方法に関する知識	12:50～14:50	2 時間 00 分
	休 息	14:50～15:00	10 分
	関係法令	15:00～17:00	2 時間 00 分
	休 息	17:00～17:10	10 分
修了試験	17:10～18:10	1 時間 00 分	

木材加工用機械作業主任者技能講習

「1日当たりの講習時間・時間割及び終了までに要する日程」

1日目(8時30分～17時30分)

・木材加工用機械、その安全装置の種類、構造及び機能に関する知識	9時10分～ 16時05分	6時間
・木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	16時10分～ 18時10分	2時間

2日目(8時30分～17時30分)

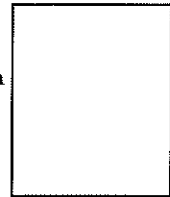
・木材加工用機械作業の方法に関する知識	9時00分～ 14時50分	5時間
・関係法令	15時00分～ 17時00分	2時間
・修了試験	17時10分～ 18時10分	1時間

(様式1)

2.5cm

木材加工用機械作業主任者技能講習 受講申込書

3.5cm



ふりがな		性別	修了証番号
氏名		男女	※
生年月日	年 月 日	交付年月日	※ 年 月 日
現住所	〒 県 市郡 区・町・村 字 番地		
勤務先	所在地	〒	
	名称	TEL	
経 験		証 明	
木材加工用機械で、従事した機械を○で囲み、通算経験年数を記入して下さい。		事業所の名称・代表者 氏名・印 (証明が2事業場の場合は2欄使用して下さい。)	
・かんな盤・面取盤・ルーター・万能昇降盤 ・丸鋸盤・帯鋸盤・送材車式帯鋸盤・その他 年 月 から 年 月 まで (通算経験 年 カ月)			
・かんな盤・面取盤・ルーター・万能昇降盤 ・丸鋸盤・帯鋸盤・送材車式帯鋸盤・その他 年 月 から 年 月 まで (通算経験 年 カ月)			

年 月 日

申込者氏名

印

林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部長 殿

備考

- 1 技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面を添付すること。
- 2 ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。